

入学試験第2次選抜

憲 法

時 間 13:30～15:00

●注意事項（よくお読みください）

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
2. 自分の受験番号と机の上の受験番号が同じであることをよく確かめてください。
3. 時計のアラーム、携帯電話等の電源は切ってください。
4. 机の上に置いてよいものは、①受験票、②筆記用具（鉛筆、ペン、消しゴム）、③鉛筆削り（電動式を除く）、④時計（携帯電話やPHSを時計として使用することは認めない）、⑤メガネ、⑥目薬、⑦ティッシュペーパー、⑧ハンカチです。これらは、予め机の上に置いておいてください。
5. 上記4で掲げた試験のために必要なもの以外は、かばんに入れて椅子の下に置いてください。電源を切った携帯電話も、身につけず、かばんに入れてください。
6. 配布物は、①問題冊子、②解答用紙、③下書き用紙、④六法の4種類です。足りないものがあったら、挙手で合図し、試験監督にその旨申し出てください。
7. 解答用紙の所定の欄に、受験番号と氏名を記入してください。解答用紙は、全部で2枚あります。そのすべてに受験番号と氏名の記載欄がありますので、漏れなく記入してください。なお、解答用紙はホチキスで綴じられていますが、その針は外さないでください。
8. 試験問題は、問題1～2の2つがあります。必ず指定の解答用紙を使ってください。解答用紙はそれぞれ両面になっています。なお、解答用紙が足りなくなった場合は、解答用紙の追加分を渡しますので、監督者に挙手で合図してください。解答用紙の追加分を使用する場合は必ず、上段の問題番号記載欄に、対応する問題番号を記入してください。
9. 試験時間は、90分です。中途退席は原則として試験開始後40分まで認めません。また、中途退席者は、再度入室することができません。試験終了直前の10分間も退席できませんので、よく注意してください。ただし、気分が悪くなったときや、トイレに行く必要があるときなどは、近くの監督者に挙手で合図し、遠慮なく申し出てください。
10. 試験開始後、受験者本人であることの確認（写真照合）を行います。その際は、監督者にご協力ください。

以下の2問、問題1・問題2とも解答せよ。

(配点：両問とも50点)

問題1

日本国憲法上、法律を制定して以下のそれぞれの国家機関を設立することは許容されているかを、理由も含めて論じなさい。ただし、条件付で許容されるのであれば、その条件も記しなさい。

- 1 行政裁判所
- 2 行政事務のいわゆる「事業仕分け」を行うための独立行政委員会
- 3 行政官僚のいわゆる「天下り」の適否を指摘するオンブズマン

問題2

A県は、同県の青少年健全育成条例を改正し、不健全な図書に指定された図書等は他の図書と明確に区分し、容易に監視できる成人コーナーで販売すべきことを含めて、18歳未満の者への販売を規制する措置をとった。この条例改正に対して、漫画家などからなる団体は違憲論を主張しようと考えている。どのような主張をすればよいか。またこの団体の主張に対して、A県はどのような反論をなすべきかについて述べなさい。

なお、改正後のA県青少年健全育成条例では、規制する図書等(同条例の規定上、映画、漫画、コンピュータ・グラフィックなどを含む)は、「青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの」及び「漫画、アニメーションその他の画像(実写を除く。)で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの」と定められ、「当該図書類又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は観覧させないように努めなければならない」とされている。そして、「県規則で定められた警告に従わず、」「図書類の販売又は貸付けを業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に関して図書類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者」が、これらのうち「知事が指定した図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付け」をすることは禁じられ、この禁止「に違反した者は、30万円以下の罰金に処する」ものとされている。